

A48 医療法人の設立認可後の医療関係の手続については、以下の通りとなります。

【解説】

1. 診療所の開設許可申請等

法人が診療所を開設するには、事前に開設許可申請等の手続きをする必要があります。つまり、個人診療所を廃止し、法人診療所を開設する流れとなります。診療所の所在地の保健所に、次の資料を提出する必要があります。

- (1) 個人診療所廃止届
- (2) 法人による診療所開設許可申請書(開設許可手数料が別途必要になります)
- (3) 法人による診療所開設届
- (4) 個人診療所のエックス線装置廃止届
- (5) 法人によるエックス線装置備付届(エックス線に関する装置等を設置している診療所のみ)

※ 新たな線量測定結果の添付が必要となりますので事前に線量測定を業者に依頼し、済ませてください(費用が別途必要になります)

- (6) 法人による構造設備使用許可申請書(有床診療所のみ)

2. 保健所の実地立入検査

開設許可申請書、構造設備使用許可申請書、エックス線装置備付届の提出に基づき保健所が診療所の現地調査を実施する場合があります。

3. 必要書類

保健所へ上記 1.(1)～(6)の書類を提出する際、別途添付書類として、下記の書類が必要となります。

- (1) 管理者医師免許証(原本)
- (2) 従事者医師免許証(原本)
- (3) 管理医師履歴書(押印のあるもの)
- (4) 従事医師履歴書(押印のあるもの)
- (5) 最寄り駅から診療所までの案内図
- (6) 土地建物平面図
- (7) 診療所配置図
- (8) 定款(法人代表者の原本照合必要)

※ 有床診療所においては、別途、看護師免許証が必要となります。